

平成21年版 自主点検表（指定通所介護事業）

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	確 認 結 果
第1 基本方針	<p>指定通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとして行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。 ・運営規程、パンフレット、その他利用等者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。 	<p>法第73条第1項 平11厚令37 第92条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・概況説明 ※ 定款、寄附行為等 ※ 運営規程 ・パンフレット等 	
第2 人員に関する基準		法第74条第1項		
1 従業者の員数等	<p>指定通所介護事業者が、指定通所介護事業所ごとに置くべき通所介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p>	<p>平11厚令37 第93条第1項</p>		
(1) 生活相談員	<p>指定通所介護の単位ごとに、提供時間を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p>指定通所介護の単位： 同時に、一体的に提供される指定通所介護をいう。</p> <p>提供時間帯： 指定通所の単位ごとにその提供を行う時間専ら提供に当たる： サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第19条にいう社会福祉主事の資格を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に準ずる者となっているか。 <p>社会福祉主事： 年齢20歳以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、下記のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 学校教育法に基づく大学等において、厚生労働大臣の</p>	<p>平11厚令37 第93条第1項 第1号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に関する名簿 ・職員勤務表 ・通所介護記録 ・職員履歴書 	

	<p>指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者</p> <p>② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者。</p> <p>③社会福祉士、精神保健福祉士</p> <p>・「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設に勤務したことがあるなど、入所者の生活の向上を図るため、適切な相談、援助を行う能力を有すると認められる者をいう。</p> <p>《宮崎県の取扱における具体例》</p> <p>1 医師 2 歯科医師 3 薬剤師</p> <p>4 保健師 5 助産師 6 看護師 7 准看護師</p> <p>8 理学療法士 9 作業療法士</p> <p>10 介護福祉士 11 介護支援専門員</p>			
(2) 看護職員	<p>指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p>看護職員： 看護師又は准看護師</p>	<p>平11厚令37 第93条第1項 第2号</p>	<p>・ 従業員に関する名簿</p> <p>・ 職員勤務表</p> <p>・ 職員履歴書</p>	
(3) 介護職員	<p>指定通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が利用者の数が15人までは1以上、それ以上5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p>・ 利用者の数15人まで： 1 以上</p> <p>利用者の数16人以上：</p> <p>1 + (利用者数 - 15) ÷ 5 (端数切上げ)</p> <p>16～20人： 2 人以上</p> <p>21～25人： 3 人以上</p> <p>26～30人： 4 人以上</p> <p>利用者の数： 単位ごとの指定通所介護についての利用者の数。実人数</p> <p>利用定員： 単位ごとの指定通所介護についての利用定員。あらかじめ定めた利用者の数の上限</p>	<p>平11厚令37 第93条第1項 第3号</p>	<p>・ 職員勤務表</p> <p>・ 職員履歴書</p> <p>・ 利用者数がわかる書類</p>	

(4) 機能訓練指導員	<p>指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる機能訓練指導員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p>なお、機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。</p> <p>この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者であるか。</p> <p>(ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。)</p>	<p>平11厚令37 第93条第1項 第4号</p> <p>平11厚令37 第93条第4項</p> <p>平11老企25 第8の1(3)</p>	<p>・職員勤務表 ・職員履歴書</p> <p>※ 免許証等写</p>
(5) その他	<p>(1) 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>(2) 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、指定通所介護に係る人員の基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>平11厚令37 第93条第5項</p> <p>平11厚令37 第93条第7項</p>	<p>・従業者に関する名簿</p>
2 利用定員が10人以下である場合の従業者の員数等	<p>上記第2の1の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p>・利用定員が10人以下である場合か。</p>	<p>平11厚令37 第93条第2項</p> <p>平11厚令37 第93条第6項</p>	<p>・利用者に関する名簿 ・職員勤務表</p>
3 管理者	<p>指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者が配置されているか。</p>	<p>平11厚令37 第94条</p>	

	<p>ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「専ら」の管理者を置いているか。 <p>管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合は、管理業務に支障があると考えられる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員勤務表 ・ 通所介護記録簿 	
<p>第3 設備に関する基準</p>	<p>指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p> <p>{ 設備については全て現場確認 }</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の部屋を有しているか。 <ol style="list-style-type: none"> ① 食堂 ② 機能訓練室 ③ 静養室 ④ 相談室 ⑤ 事務室 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護加算報酬（食事提供、入浴介助）がある場合は厨房設備、浴室が整備されているか。 	<p>法第74条第1項 平11厚令37 第95条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平面図 ・ 設備、備品台帳 ・ 届出・変更届出 	
<p>1 設備の基準 (1) 食堂及び機能訓練室</p>	<p>食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上としているか。</p> <p>ただし、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所で差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれ必要な面積を有しているか。 <p>(食堂と機能訓練室の合計面積)</p> <p>3 m² × 利用定員以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定通所介護の機能訓練室と指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが同一の部屋等の場合、スペースが明確に区分されているか。またそれぞれの区分が設備基準を満たしているか。 	<p>平11厚令37 第95条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平面図 ※ 運営規程 	

(2) 相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。		・ 平面図	
(3) 設備の専用	上記に掲げる設備は、専ら指定通所介護の事業の用に供するものになっているか。 ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない	平11厚令37 第95条第3項		
(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令等に規定された設備等を確実に設置しているか。			
(5) その他	指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、指定通所介護に係る設備の基準を満たしているものとみなすことができる。	平11厚令37 第95条第4項		
第4 運営に関する基準		法第74条第2項		
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 (2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。 ・ 重要事項を記した文書を交付して説明を行っているか。 ・ 重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・ 利用申込者の同意はどのように得ているか。 重要事項最低必要項目： ① 運営規程の概要	平11厚令37 第105条 準用（第8条） 準用（平11老 企25第3の3 の(1)）	※ 運営規程 ・ 説明文書 ・ 利用申込書 ・ 同意に関する記録	

	<ul style="list-style-type: none"> ② 従業者の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ その他 			
2 提供拒否の禁止	<p>指定通所介護事業者は、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由なく提供を拒んでいないか (正当な理由とは) ① 事業所の現員では対応しきれない。 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。 ③ 適切なサービスを提供することが困難である。 	<p>平11厚令37 第105条 準用(第9条)</p> <p>準用(平11老 企25第3の3 の(2))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用申込受付簿 ・ 要介護度の分布 がわかる資料 	
3 サービス提供困難時の対応	<p>指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。 ・ 利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。 	<p>平11厚令37 第105条 準用(第10条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供依頼書 	
4 受給資格等の確認	<p>(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。 ① 被保険者資格 ② 要介護認定の有無 ③ 要介護認定の有効期間 <p>(2) 指定通所介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮し、指定通所介護を提供するよう努めているか。</p>	<p>平11厚令37 第105条 準用(第11条 第1項)</p> <p>平11厚令37 第105条 準用(第11条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※ サービス提供票 ・ 利用者に関する記録 	

5 要介護認定の申請に係る援助	<p>(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。 <p>必要な援助とは</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ② 利用申込者の意思を踏まえ代行申請を行うか、申請を促す。 	<p>第2項) (法73条2項)</p> <p>平11厚令37 第105条 準用(第12条 第1項)</p>	<p>・利用者に関する記録</p>
	<p>(2) 指定通所介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新の申請は有効期間が終了する60日前から遅くとも30日前の間にはなされるよう必要に応じ援助を行っているか。 	<p>平11厚令37 第105条 準用(第12条 第2項)</p>	<p>・利用者に関する記録</p>
6 心身の状況等の把握	<p>指定通所事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況把握の方法は、サービス・利用者に関する担当者会議、本人・家族との面談等どのように行っているか。 	<p>平11厚令37 第105条 準用(第13条)</p>	<p>・利用者に関する記録 (※ 居宅支援経過) (※ サービス担当者会議の要点) (※ サービス担当者に対する照会(依頼))</p>
7 居宅介護支援事業者等との連携	<p>(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平11厚令37 第105条 準用(第14条 第1項)</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・介護を提供するに当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。 <p>(2) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護の提供の終了に当たって、利用者又はその家族に適切に指導を行い、主治医及び居宅介護支援事業者、その他サービスを提供者とどのように連携を図っているか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供に関する記録 ・指導に関する記録 	
<p>8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p>	<p>指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けられる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p> <p>(法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明を行っているか。 ・居宅介護支援事業者に関する情報提供を行っているか。 <p>(受けるための要件：居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスを受けること。介護保険法施行規則第64条別添参照)</p>	<p>平11厚令37 第105条 準用(第15条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(利用者の届出書) ※ 居宅サービス計画書(1)(2) 	
<p>9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p>	<p>指定通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿った指定通所介護の提供を行っているか。</p>	<p>平11厚令37 第105条 準用(第16条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※ 居宅サービス計画書(1)(2) ※ 週間サービス計画表 ※ 通所介護計画書 ※ サービス提供票 	

10 居宅サービス計画の変更の援助	<p>指定通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p> <p>{ 居宅サービス計画の変更を希望する場合 }</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。 ・法定代理受領サービスとして提供するためには支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。 ・その他必要な援助を行っているか。 	平11厚令37 第105条 準用(第17条)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録 <p>※ サービス計画表</p> <p>※ サービス提供票 (変更の有無の確認)・業務マニュアル</p>
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 ・居宅介護サービス費の額は記載されているか。 ・その他必要な事項は記載されているか。 	平11厚令37 第105条 準用(第19条第1項)	<p>※ サービス提供票、別表</p> <p>※ 居宅サービス計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務日誌 ・運行、送迎に関する記録
12 利用料等の受領	<p>(1) 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1割相当額の支払いを受けているか。 	平11厚令37 第96条第1項	<p>※ サービス提供</p>

<p>(2) 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。</p>	<p>平11厚令37 第96条第2項</p>	<p>票、別表 ・領収証控</p>
<p>{ 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した場合 }</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10割相当額の支払いを受けているか。 ・ 基準額との間に不合理な差額が生じていないか。 		<p>・ 運営規程（利用料その他の費用の確認） ※ サービス提供票、別表 ・ 領収証控</p>
<p>(3) 指定通所介護事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる次の費用の額以外の額の支払いを受けていないか。</p>	<p>平11厚令37 第96条第3項</p>	
<p>① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p>		
<p>② 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用</p>		
<p>③ 食事の提供に要する費用</p>	<p>平17厚労告419 二のロ</p>	
<p>④ おむつ代</p>		
<p>⑤ ①～④に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p>	<p>平11老企25 六の3の(1)</p>	
<p>なお、⑤の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱われているか。</p>		
<p>・ 上記(1)(2)のほか、次に掲げる費用以外の支払を受けていないか。</p>		<p>※ 領収証控 ・ 車両運行日誌</p>
<p>① 送迎に要する費用（実施地域以外の利用者）</p>		<p>※ 運営規程（実施地域の確認）</p>
<p>② 基準額を超える費用</p>		
<p>③ 食事の提供に要する費用</p>		<p>※ 重要事項説明書</p>

<p>④ おむつ代</p> <p>⑤ その他の日常生活費 (その他の日常生活費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用 <p>(4) 指定通所介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の日常生活に要する費用の取扱いは適切に行われているか。 ・送迎に要する費用、基準額を超える費用、食事の提供に要する費用、おむつ代、その他の日常生活費にかかるサービスの提供に当たっては、その内容及び費用について、予め利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか <p>(5) 指定通所介護事業者は、指定通所介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者から支払いを受けた際、領収証を交付しているか。 <p>(6) 指定通所介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定通所介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定通所介護に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収証には費用区分を明確にしているか <p>① 基準により算定した費用の額又は現に要した費用</p> <p>② その他の費用（個別の費用ごとの区分）</p> <p>指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当</p>	<p>平12老企54</p> <p>平11厚令37 第96条第5項</p> <p>法第41条第8項</p> <p>施行規則第65条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・領収証控 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録 <p>※ 領収証控</p> <p>※ 領収証控</p>		
---	---	---	--	--

<p>ための証明書の交付</p>	<p>しない指定通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p>・適切に内容を記したサービス提供証明書を交付しているか。</p>	<p>平11厚令37 第105条 準用（第21条）</p>	<p>※ サービス提供証明書（控）（介護給付費明細書代用可）</p>
<p>14 指定通所介護の基本取扱方針</p>	<p>(1) 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。</p> <p>(2) 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>「評価をどのように行っているか実例を確認」</p>	<p>平11厚令37 第97条第1項</p> <p>平11厚令37 第97条第2項 (法73条第1項)</p>	<p>※通所介護計画</p>
<p>15 指定通所介護の具体的取扱方針</p>	<p>指定通所介護の方針は、次に掲げるところにより行われているか。</p> <p>(1) 指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>・提供方法について、理解しやすいように説明を行っているか。又どのような工夫をしているか。</p> <p>(3) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。</p> <p>(4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。</p> <p>特に認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えているか。</p> <p>・心身の状況、環境等の的確な把握に努めているか。</p>	<p>平11厚令37 第98条第1号</p> <p>平11厚令37 第98条第2号</p> <p>平11厚令37 第98条第3号</p> <p>平11厚令37 第98条第4号</p>	<p>※ 通所介護計画</p> <p>・使用しているパンフレット等</p> <p>・研修参加状況が分かる書類</p> <p>※ 通所介護計画・</p>

16 通所介護計画の作成	<p>・利用者・家族等に対し、適切な相談・助言を行っているか。又、その内容はどのようなものが多いか。</p> <p>(1) 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しているか。</p> <p>・計画の作成に当たっては、利用者の状況及び希望を踏まえ把握・分析して解決すべき問題状況を明らかにしているか。</p> <p>・計画については、作成に関し知識及び経験を有する者（当該事業所の介護支援専門員が望ましい）がとりまとめを行っているか。</p> <p>・計画は、サービス提供に関わる従業者が共同して利用者ごとに作成しているか。</p> <p>(2) 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>なお、通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p> <p>(3) 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p> <p>また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <p>・計画の目標や内容等について利用者又はその家族にわかりやすい説明を行うとともに、その実施状況や評価について説明を行っているか。</p> <p>(4) 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(5) 通所介護事業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。</p> <p>・利用者個々に対して計画に従った実施状況及び目標</p>	<p>平11厚令37 第99条第1項</p> <p>平11厚令37 第99条第2項</p> <p>平11老企25 六の3の(3)の③</p> <p>平11厚令37 第99条第3項 平11老企25 六の3の(3)の⑤</p> <p>平11厚令37 第99条第4項 平11厚令37 第99条第5項</p>	<p>利用者に関する記録</p> <p>・相談・助言を記録した書類等</p> <p>※ 通所介護計画・計画作成の打ち合わせに関する記録等</p> <p>※通所介護計画 ※居宅サービス計画書</p> <p>※ 通所介護計画</p> <p>※ 通所介護計画</p>
--------------	---	--	--

	の達成状況の記録を行っているか。		・利用者に関する記録
17 利用者に関する市町村への通知	<p>指定通所介護事業者は、指定通所介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	平11厚令37 第105条 準用（第26条）	・市町村に送付した通知に係る記録
18 緊急時等の対応	<p>通所介護従業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>・緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。</p>	平11厚令37 第105条 準用（第27条）	※ 運営規程 ※ 連絡体制に関する書類
19 管理者の責務	<p>(1) 指定通所介護事業所の管理者は、指定通所介護事業所の従業者の管理及び指定通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所の管理者は、当該指定通所介護事業所の従業者に、平成11年3月31日厚生省令第37号「第7章第4節運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	平11厚令37 第105条 準用（第52条第1項） 平11厚令37 第105条 (第52条第2項)	・組織規程等 ・業務日誌等
20 運営規程	<p>指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定通所介護の利用定員 ⑤指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦サービス利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法</p>	平11厚令37 第100条	

21 勤務体制の確保等	<p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩その他運営に関する重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程に上記①～⑩が記載されているか。 ・①～⑩の内容は適正か。 <p>(1) 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務体制が勤務表（原則として月ごと）により明確にされているか。 ・必要事項が記載されているか。 <p>(3) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しているか。</p> <p>ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務以外は、当該事業所の従業者によってサービスの提供が行われているか。 ・業務委託を行っている場合は、その内容は適切か。（調理、洗濯、清掃、その他） <p>(4) 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。 	<p>平11厚令37 第101条第1項</p> <p>平11老企25第 3の六の3の (5)の①</p> <p>平11厚令37 第101条第2項</p> <p>平11厚令37 第101条第3項</p>	<p>※ 運営規程</p> <p>※ 就業規則</p> <p>※ 運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書 <p>※ 勤務表</p> <p>※ 勤務表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約書 <p>・研修受講修了証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修計画・出張命令 ・研修会資料 <p>・利用者名簿</p> <p>※ 運営規程</p>
22 定員の遵守	<p>指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行っていないか。</p> <p>ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用定員は守られているか。 	<p>平11厚令37 第102条</p>	<p>・利用者名簿</p> <p>※ 運営規程</p>

23 非常災害対策	<p>指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に通所介護従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあつてはその者に行わせているか。</p> <p>また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害に関する消防計画があるか。 ・消防法等に基づいて、定期的に消防訓練、避難訓練を行っているか。 ・消防計画の樹立及び消防業務の実施は防火管理者が行っているか。 	<p>平11厚令37 第103条</p> <p>平11老企25第 3の六の3の (6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防計画（消防計画に準ずる計画） ・訓練記録
24 衛生管理等	<p>(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。</p> <p>(2) 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水の衛生管理をしているか。 <p>(3) 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>また、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒及び感染症が発生、まん延しないよう必要な措置を講じているか。 	<p>平11厚令37 第104条第1項</p> <p>平11厚令37 第104条第2項 平11老企25第 3の六の3の (7)の①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受水槽の清掃記録 ・衛生マニュアル等 ・食中毒防止等の研修記録簿

25 掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所との密接な連携はどのようにしているか。 ・保健所の助言、指導に従っているか。 <p>(4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。</p> <p>指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。(記載事項、文字の大きさ、掲示方法等、掲示物の確認) <ol style="list-style-type: none"> ① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務体制 ③ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 <ul style="list-style-type: none"> ・掲示事項の内容は、届け出ている内容や実態に相違していないか。 	<p>平11老企25第3の六の3の(7)の③</p> <p>平11厚令37第105条準用(第32条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指導等に関する記録 ・現場を確認 ・掲示場所を確認
26 秘密保持等	<p>(1) 指定通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のプライバシーに係る記録等を適切に管理しているか。 <p>(2) 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持のため必要な措置を講じているか(例えば就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか)。 <p>(3) 指定通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を用いる場合、利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配付される範囲等)がなされ、文書により同意を得ているか。 ・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。 	<p>平11厚令37第105条準用(第33条第1項)</p> <p>平11厚令37第105条準用(第33条第2項)</p> <p>平11厚令37第105条準用(第33条第3項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就業時の取り決め等の記録 ・利用者の同意書 ・実際に使用された文書等(会議資料等)

27 広告	<p>指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告の内容が施設の概要や運営規程と異なる点はないか。 	<p>平11厚令37 第105条 準用 (第34条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレット等 ・ ポスター等 ・ 広告
28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>指定通所介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>平11厚令37 第105条 準用 (第35条)</p>	
29 苦情処理	<p>(1) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示するなどしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情を相談する窓口があるか。 ・ 苦情処理体制、手続きが定められているか。 ・ 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。 <p>(2) 指定通所介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定通所介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に関し、法第23条(文書の提出等)の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p> <p>また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査</p>	<p>平11厚令37 第105条 準用 (第36条第1項)</p> <p>準用(平11老企25第3の3の(2)3)の①)</p> <p>平11厚令37 第105条 準用 (第36条第2項)</p> <p>準用 (平11老企25第3の3の(23)の②)</p> <p>平11厚令37 第105条 準用 (第36条第3項)</p>	<p>※ 運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示物 <p>※ 苦情に関する記録</p>

	<p>に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。 ・市町村が行う調査に協力しているか。 				
	(5) 指定通所介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	平11厚令37 第105条 準用 (第36条第4項)			・指導等に関する記録
	(6) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条(連合会の業務)第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平11厚令37 第105条 準用 (第36条第5項)			・指導等に関する記録
	(7) 指定通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	平11厚令37 第105条 準用 (第36条第6項)			
30 事故発生時の対応	(1) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平11厚令37 第105条 準用 (第37条第1項)			・連絡マニュアル ・事故に関する記録
	(2) 指定通所介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	平11厚令37 第105条 準用 (第37条第2項)			
	(3) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平11厚令37 第105条 準用 (第37条第3項)			・事故に関する記録
	(4) 指定通所介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	準用(平11老企 25第3の3の(2) 4)の③)			
31 会計の区分	(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに	平11厚令37			

32 記録の整備	<p>経理を区分するとともに、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとの経理区分となっているか ・通所介護事業単独の会計となっているか。 <p>(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。</p> <p>(1) 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 通所介護計画 ② 基準第19条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 基準第26条の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ④ 基準第36条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑤ 基準第37条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供に係る諸記録を整備しているか。 ・少なくとも上記① ② の記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 <p>(「基準省令第26条」)</p> <p>(利用者が正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。)</p>	<p>第105条準用 (第38条)</p> <p>平13老振18</p> <p>平11厚令37 第104条の2 第1項</p> <p>平11厚令37 第104条の2 第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会計関係書類 <ul style="list-style-type: none"> ・従業者に関する名簿 ※ 設備・備品台帳 ・会計関係書類 <ul style="list-style-type: none"> ・各種保存書類 ※ 通所介護計画書 ※ サービス提供証明書 ・市町村への通知に係る記録
第5 変更の届出等	<p>指定通所介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令(平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第131条)で定める事項に変更があったとき、又は当該指定通所介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令(同上)で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第75条</p>	

	<p>・下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。</p> <p>① 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地</p> <p>② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所</p> <p>③ 申請者の定款、寄附行為及びその登記簿の謄本又は条例等</p> <p>④ 事業所の平面図及び設備の概要</p> <p>⑤ 事業所の管理者の氏名及び住所</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項</p> <p>・利用者の定員に伴うものには、指定通所介護に係る事業者の勤務体制及び勤務形態を記載した書類を添付しているか。</p> <p>・下記廃止等の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。</p> <p>① 廃止、休止又は再開した年月日</p> <p>② 廃止又は休止した場合にあっては、その理由</p> <p>③ 廃止又は休止した場合にあっては、現に指定居宅サービスを受けていた者に対する措置</p> <p>④ 休止した場合にあっては、休止の予定期間</p>		<p>※ 届出書類の控</p> <p>※ 定款</p> <p>※ 寄附行為及びその登記簿の謄本又は条例等</p> <p>※ 事業所の平面図</p> <p>※ 運営規程</p> <p>・従業者名簿</p>
<p>第6 介護給付費の算定及び取扱い</p>		<p>法第41条第4項</p>	
<p>1 基本的事項</p>	<p>(1) 指定通所介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>ただし、指定通所介護事業者が指定通所介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都道府県に事前に届出を行った場合は、この限りではない。</p> <p>・通所介護費に係る所定の単位数表により算定しているか。</p> <p>① 小規模型通所介護費</p> <p>前年度の1月あたり平均利用延人数（要支援を含む。以下同じ。）が300人以内の事業所の場合。</p> <p><3時間以上4時間未満></p> <p>要介護 1 437単位</p>	<p>平12厚告19の一</p> <p>平12厚告26第4号イ</p>	<p>※ 通所介護計画書</p> <p>※ 介護給付管理表</p> <p>※ 介護給付費請求書控</p> <p>※ 介護給付費明細書</p> <p>※ サービス提供票</p> <p>・別表</p> <p>※ サービス提供証明書</p> <p>「通所介護サービスコード票」参照</p>

要介護2 504単位
要介護3 570単位
要介護4 636単位
要介護5 702単位

<4時間以上6時間未満>

要介護1 588単位
要介護2 683単位
要介護3 778単位
要介護4 872単位
要介護5 967単位

<6時間以上8時間未満>

要介護1 790単位
要介護2 922単位
要介護3 1,055単位
要介護4 1,187単位
要介護5 1,320単位

② 通常規模型通所介護費

前年度の1月あたり平均利用延人数が300人超750人以
内の事業所の場合

平12厚告26第
四号ロ

<3時間以上4時間未満>

要介護1 381単位
要介護2 437単位
要介護3 493単位
要介護4 549単位
要介護5 605単位

<4時間以上6時間未満>

要介護1 508単位
要介護2 588単位
要介護3 668単位
要介護4 748単位
要介護5 828単位

<6時間以上8時間未満>

要介護1 677単位
要介護2 789単位
要介護3 901単位
要介護4 1,013単位
要介護5 1,125単位

③ 大規模型通所介護費（Ⅰ）

前年度の1月あたり平均利用延人数が750人超900人以
内の事業所の場合

平12厚告26第
四号ハ

<3時間以上4時間未満>

要介護 1 375単位

要介護 2 430単位

要介護 3 485単位

要介護 4 540単位

要介護 5 595単位

<4時間以上6時間未満>

要介護 1 499単位

要介護 2 578単位

要介護 3 657単位

要介護 4 735単位

要介護 5 814単位

<6時間以上8時間未満>

要介護 1 665単位

要介護 2 776単位

要介護 3 886単位

要介護 4 996単位

要介護 5 1,106単位

④ 大規模型通所介護費（Ⅱ）

前年度の1月あたり平均利用延人数が900人超の事業
所の場合

平12厚告26第
四号二

<3時間以上4時間未満>

要介護 1 365 単位

要介護 2 418単位

要介護 3 472単位

要介護 4 525単位

要介護 5 579単位

<4時間以上6時間未満>

要介護 1 486単位

要介護 2 563単位

要介護 3 639単位

要介護 4 716単位

要介護 5 792単位

<6時間以上8時間未満>

要介護 1 648単位

要介護 2 755単位

要介護 3 862単位

要介護 4 969単位

要介護 5 1,077単位

	<p>(2) 指定通所介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>・地域区分は適切か</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>(4) 災害時等の取扱い</p> <p>災害その他やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月の翌月から減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から減算を行うものとする。</p> <p>また、この場合にあつては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含めない。</p>	<p>平12厚告19の二</p> <p>平12厚告19の三</p> <p>平12老企36第二の7(5)</p>	
<p>2 所要時間の取扱い</p>	<p>当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、所要時間については、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号の一（厚生大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費の算定方法）に該当する場合は、同告示により算定しているか。</p> <p>・所要時間については、通所介護計画の標準的な時間で算定しているか。</p> <p>・都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えたときは、所定単位数に70/100を乗じて得た単位数としているか。</p> <p>・看護職員、介護職員の員数が基準省令に定める員数を満たしていないときは、所定単位数に70/100を乗じて得た単位数としているか。</p>	<p>平12厚告19の別表の6の注1</p>	<p>・所要時間がわかる書類</p>
<p>3 短時間の場合の算定</p>	<p>心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所介護を行う場合は、「小規模型通所介護費又は通常規模型通所介護費の所要</p>	<p>平12厚告19の別表の6の注3</p> <p>平12厚告23第</p>	<p>・利用者に関する記録</p> <p>※ 通所介護計画書</p>

	<p>時間3時間以上4時間未満の場合」の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定できる利用者は心身の状況から長時間のサービス利用が困難な者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者、やむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者か。 ・短時間の利用であっても、利用者の日常生活動作能力向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されているか。 ・「所要時間3時間以上4時間未満の場合」の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 	十号	
4 8時間以上の場合に係る加算	<p>日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間6時間以上8時間未満の指定通所介護を行った場合又は所要時間6時間以上8時間未満の指定通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定通所介護の所要時間と当該指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（算定対象時間）が8時間以上となるときは、算定対象時間が8時間以上9時間未満の場合は50単位を、9時間以上10時間未満の場合は100単位を所定単位数に加算しているか。</p>	平12厚告19の別表の6の注4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に関する名簿 ・勤務表 ・届出書控
5 中山間地等に居住する者へのサービス提供加算	<p>指定通所介護事業所又は指定療養通所介護事業所の従業者が、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて、指定通所介護又は指定療養通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等（平成21年厚労省告示第83号第二号） ・利用者が通常の事業の実施地域以外の地域に居住している場合に、交通費を受け取っていないか。 	平12厚告19別表の6注5	
6 入浴介助加算	<p>平成12年厚生省告示第23号（厚生大臣が定める者等）の十一に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算しているか。</p>	平12厚告19の別表の6の注6 平12老企36第二の7(8)	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴介助に関する記録 ・浴槽については現場確認

<p>7 個別機能訓練に係る加算</p>	<p>入浴介助加算 50単位</p> <p>厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護の単位の利用者に対して、機能訓練を行っている場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、算定は(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれか一方に限る。</p> <p>個別機能訓練加算(Ⅰ) 27単位/日 〈算定要件〉</p> <p>① 指定通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置していること。</p> <p>② 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。</p> <p>③ 個別機能訓練計画の作成に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資することを目的として複数の機能訓練の項目が設定され、その実施にあたっては、グループに分けて活動を行っていること。</p> <p>なお、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画に代替することができる。</p> <p>・開始時及びその3月後に1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録しているか。</p> <p>・個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は利用者毎に保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるか。</p> <p>個別機能訓練加算(Ⅱ) 42単位/日 〈算定要件〉</p> <p>① 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置していること。</p> <p>② 個別機能訓練計画の作成及び実施において、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練項目を準備し、その項目の選択に当</p>	<p>平12厚告19の別表の6の注7</p> <p>平12厚告25第八号イ</p> <p>平12老企36第二の7(7)⑤</p> <p>平12厚告25第八号ロ</p>	<p>・個別機能訓練計画</p> <p>・個別機能訓練に関する記録</p>
----------------------	---	---	---------------------------------------

	<p>たつては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練が適切に提供されていること。</p> <p>個別機能訓練加算（I）の要件に同じ。</p> <p>③ 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤の理学療法士等の配置について <ul style="list-style-type: none"> 例えば、1週間のうち月曜日から金曜日は常勤の理学療法士等が配置され、それ以外の曜日に非常勤の理学療法士等だけが配置されている場合は、非常勤の理学療法士等だけが配置されている曜日については、加算の対象とならない。 ・ 開始時及びその3月後に1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録しているか。 ・ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は利用者毎に保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるか。 <p>※ 平成12年老企36号第二の7(7)参照</p>	<p>平12老企36第二の7(7)③</p>	
<p>8 若年性認知症利用者受入加算</p>	<p>若年性認知症利用者に対して指定通所介護を行った場合は、1日につき60単位を所定単位数の加算しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受け入れた若年性認知症の利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っているか。 ・ 若年性認知症利用者 <ul style="list-style-type: none"> 初老期における認知症であるもの。（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度までに記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるもの。） 	<p>平12厚告19の別表の6の注8 平12老企36第二の7(9) 平12厚告25第九号</p>	
<p>9 栄養改善加算</p>	<p>低栄養状態にある者又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施しているか。</p> <p>栄養改善加算 150単位/回</p>	<p>平12厚告19の別表の6の注9</p>	<p>※ サービス提供票</p>

<p>※ 月2回まで。原則3月以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士を1名以上配置しているか。 ・加算を算定できる利用者 <ul style="list-style-type: none"> イ BMIが18.5未満である者 ロ 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者等 ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 ニ 食事摂取量が不良(75%以下)である者 ホ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者 ・栄養改善サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされているか。 <ul style="list-style-type: none"> イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握しているか。 ロ 利用開始時に管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「関連職種」という。)が暫定的に、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握(以下「栄養アセスメント」という。)を行い、栄養食事相談に関する事項(食事に関する内容の説明等)、解決すべき栄養管理上の課題等に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成しているか。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ているか。 <p>なお、栄養ケア計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画に代替することができる。</p> ハ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供しているか。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正しているか。 ニ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね3ヶ月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行いその結果を担当介護支援専門員や利用者の主治の医師に対して情報提供しているか。 ホ 第4の「11サービスの提供の記録」に規定する記録において、利用者ごと栄養ケア計画に従い管理 	<p>平12老企36第 二の7(10)</p> <p>※</p>	<p>※ 居宅サービス計画書</p>
---	--------------------------------------	--------------------

	<p>栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね3月ごとの評価の結果、次のイからホのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できるとサービス担当者会議等を通じて認められるものについては引き続き算定することが可能である。 イ BMIが18.5未満である者 ロ 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者等 ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 ニ 食事摂取量が不良(75%以下)である者 ホ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者 <p>※ 平成12年老企36号第二の7(10)参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 定員超過による減算又は人員基準欠如による減算に該当する場合に加算を算定していないか。 	<p>平12厚告25第十号</p>	
<p>10 口腔機能向上加算</p>	<p>口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者に対し、口腔機能改善管理指導計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に算定しているか。</p> <p>なお、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を通所介護計画に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画に代替することができる。</p> <p>口腔機能向上加算 150単位/回</p> <p>※ 月2回まで。原則3月以内</p> <ul style="list-style-type: none"> 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置しているか。 加算を算定している利用者は、次のイからハまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者であるか。 イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の三項目のいずれかの項目において、「1」以外に該当する者 ロ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、 	<p>平12厚告19の別表の6の注10</p> <p>平12老企36号第二の7(11)</p>	<p>※ サービス提供票</p> <p>※ 居宅サービス計画書</p>

(14)、(15)の三項目のうち、二項目以上が「1」に該当する者

ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者

- ・利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主医の歯科医師へ情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとしているか。

また、次のいずれかに該当する場合に加算を算定していないか。

イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合

ロ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合

- ・口腔機能向上サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされているか。

イ 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること。

ロ 利用開始時に言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「関連職種」という。）が利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成しているか。

作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ているか。

なお、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができる。

ハ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供しているか。その際、口腔機能改善計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正している

	<p>か。</p> <p>ニ 利用者の口腔機能の状態に応じて定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね3ヶ月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果を担当介護支援専門員や利用者の主治の医師に対して情報提供しているか。</p> <p>ホ 第4「11サービスの提供の記録」で規定されている記録において、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士等が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はない。</p> <p>・概ね3ヶ月ごとの評価の結果、次のイロのいずれかに該当する者であって、継続的に歯科衛生士等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上の効果が期待できるとサービス担当者会議等を通じて認められるものについては、引き続き算定することが可能である。</p> <p>イ 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者</p> <p>ロ 当該サービスを利用しないことにより、口腔機能が著しく低下するおそれのある者</p> <p>・定員超過による減算又は人員基準欠如による減算に該当する場合に加算を算定していないか。</p>	<p>平12厚告25第十一号</p>	
<p>11 サービス種類相互の算定関係</p>	<p>以下の居宅サービスまたは地域密着型サービスを受けている間に、通所介護費が算定されていないか。</p> <p>①短期入所生活介護</p> <p>②短期入所療養介護</p> <p>③特定施設入居者生活介護</p> <p>④小規模多機能型居宅介護</p> <p>⑤認知症対応型共同生活介護</p> <p>⑥地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	<p>平12厚告19の別表の6の注11</p>	
<p>12 療養通所介護費</p>	<p>難病やがん末期の要介護者など、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中重度者等の通所ニーズに対応する観点から、医療機関や訪問看護サービス等との連携体制や安全かつ適切なサービス提供のための体制を強化し</p>	<p>平12厚告19別表の6注2</p>	

ているか。

- ・療養通所介護費に係る所定の単位数表により算定しているか。

3時間以上6時間未満 1,000単位

6時間以上8時間未満 1,500単位

※ 定員は8名以内とする。

- ・指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員の員数は、下記の員数を確保しているか。

利用者2人の場合 1.3人以上

利用者3人の場合 2人以上

利用者5人の場合 3.3人以上

※ なお、小数点以下の端数が生じる場合があるが、これはサービス提供時間のうち職員が専従すべき時間の割合を示したものである。

- ・療養通所介護計画に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間が短い利用者（3時間以上6時間未満）と長い利用者（6時間以上8時間未満）が同一の日に混在する場合、必要な療養通所介護従業者の員数は、利用者ごとの利用時間数の合計値を1.5で除して得られる数以上の時間勤務するのに必要と認められる数以上となっているか。

- ・常勤の看護師は、専ら指定療養通所介護の職務に従事する者を1人以上確保することとされているが、複数の看護師が交代で従事することにより必要数を確保することも認められる。ただし、利用者がサービス提供に当たり常時看護師による観察が必要な状態であることから、同一の看護師ができるだけ長時間継続して利用者の状態を観察することが望ましく、従事する看護師が頻回に交代する体制は望ましくない。

- ・管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該指定療養通所介護の管理業務に従事するものとなっているか。ただし、以下の場合であって、当該指定療養通所介護の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。

(a) 当該指定療養通所介護の看護職員としての職務に従事する場合

(b) 訪問看護ステーションなど他の事業所、施設等が同一敷地内にある場合に、当該他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（こ

※ サービス提供票
※ 居宅サービス計画書

の場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問われないが、例えば、併設される入所施設における看護業務（管理業務を含む。）との兼務は管理者の業務に支障があると考えられる。）

- ・管理者は、管理者としてふさわしいと認められる看護師であって、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第14条第3項の規定により看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当していないか。
- ・管理者は、訪問看護に従事した経験のある者でなければならない。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。
- ・指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋とは、利用者の状態を勘案して判断されるものであるが、利用者ごとの部屋の設置を求めるものではない。

専用の部屋の面積は、利用者1人につき8平方メートル以上であって、明確に区分され、他の部屋等から完全に遮蔽されているか。

指定療養通所介護を行う設備は専用でなければならないが、当該サービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。

例えば、利用者以外の者（重症心身障害児等）をサービス提供に支障のない範囲で受け入れることが可能である。

ただしこの場合、利用者以外の者も利用者と同様に人員及び設備の基準を満たさなければならない。具体的には、利用者6人、利用者以外の者2人であれば、療養通所介護従業者の員数は、提供時間帯を通じて5.3人を確保するために必要な数とするとともに、利用者の数はすでに8人とみなされていることから、これを上限としなければならない。

- ・指定療養通所介護は、サービス提供に当たって常時看護師による観察を要する利用者を対象としていることから、当該利用者が引き続き当該指定療養通所介護を利用することが適切かどうか主治の医師を含めたサービス担当者会議において、適宜検討することが重要であり、そのため、当該事業者は、サービス提供等を通して得た利用者の心身の状態等必要な

情報を当該利用者に係る居宅介護支援事業者に提供
するよう努めなければならない。

- ・利用者の体調の変化等を指定療養通所介護における
サービス内容に反映させることが重要であることから、
利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問
看護事業者等との密接な連携と情報の共有を十分に
図ること。

- ・指定療養通所介護は、事業所内でサービスを提供す
ることが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場
合においては、事業所の屋外でサービスを提供する
ことができるものであること。

(a)あらかじめ療養通所介護計画に位置付けられてい
ること

(b)効果的な機能訓練等のサービスが提供できること

- ・療養通所介護計画については、管理者を含む看護師
が利用者ごとに作成されているか。

- ・療養通所介護計画は、既に訪問看護計画が作成され
ている場合は、その内容と整合を図りつつ、作成さ
れているか。

なお、療養通所介護計画を作成後に訪問看護計画
が作成された場合についても、当該療養通所介護計
画と訪問看護計画の内容の整合を図り、必要に応じ
て変更されているか。

- ・緊急時の対応については、利用者個々の心身の状況
やその環境等を勘案してあらかじめ個別に具体的な
対応策を主治医とともに検討し、不測の事態にあっ
ても十分な対応ができるよう、利用者ごとに定めて
いるか。

- ・指定療養通所介護は、医療との密接な連携のもとに
サービス提供が行われることが重要であることから、
安全・サービス提供管理委員会において地域の医療
関係団体（地域の医師会等）に属する者を委員と
しているか。このほか、地域の保健、医療又は福祉
の分野を専門とする者、必要に応じ、指定療養通所
介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するた
めに必要と認められる者によって構成しているか。

- ・指定療養通所介護に通常要する時間を超える指定療
養通所介護の提供に伴い必要となる費用のうち通常
の指定療養通所介護に係る居宅介護サービス費用基
準額を超える費用については、指定療養通所介護の

13 サービス提供体制強化加算	<p>利用対象者の状態を勘案すると8時間以上のサービスを提供することは想定しにくいことから、利用者からの支払を受けることができるものとしては認められない。</p> <p>厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県に届け出た指定通所介護事業所（指定療養通所介護事業所）が利用者に対し指定通所介護（指定療養通所介護）を行った場合は、1回につき所定単位数を算定しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）を算定している場合に、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）を算定していないか。 ・定員超過による減算又は人員基準欠如による減算のいずれにも該当していないこと。 <p>〈指定通所介護〉</p> <p>サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 12単位／回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士が40%以上配置されていること。 <p>サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 6単位／回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上である者が30%以上配置されていること。 <p>〈指定療養通所介護〉</p> <p>サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位／回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上である者が30%以上配置されていること。 <p>【留意事項】</p> <p>① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、平成21年度の1年間においてはすべての事業所について、平成22年度以降においては前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）についてのみ、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。従って、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能となる。</p>	平12厚告19別表の6へ	平12厚告25第十二号イ	平12厚告25第十二号ロ	平12厚告25第十二号ハ	平12老企36第二の7(14)
-----------------	---	--------------	--------------	--------------	--------------	-----------------

なお、介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする事
と。

- ② ① のただし書きの場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、ただちに、加算等が算定されなくなる場合の届出を提出すること。
- ③ 同一事業所において介護予防通所介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。
- ④ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいう。具体的には、平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上の者をいう。
- ⑤ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。
- ⑥ 利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員とする。